

令和7年度

新潟信号所設計業務

仕 様 書

第九管区海上保安本部

第1編 業務概要

1. 業務名称 新潟信号所設計業務
2. 調査場所 新潟県新潟市中央区入船町
3. 業務期間 契約の翌日から令和8年3月31日（完成検査含む）

4. 業務概要

本業務は、新潟信号所（以下、信号所という）の建替え工事に必要な設計業務を行うものである。

5. 注意事項

調査にあたっては、地域の制約、現場の施工性、維持管理の方法、容易さ等を考慮して設計し、連絡を密に行う。

6. 管理事務所

管理事務所：新潟海上保安部 交通課

所在地：新潟県新潟市竜ヶ島 243 番地 新潟港湾合同庁舎

電話：025-244-1008

7. 担当部課

管理事務所：第九管区海上保安本部 交通部整備課

所在地：新潟県新潟市中央区美咲町 1-2-1

電話：025-285-0118

第2編 共通仕様

「令和7年度 新潟信号所設計業務」（以下、「仕様書」という。）に記載されていない事項や詳細については、以下の基準による。

- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）【国土交通省】
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）【国土交通省】
- ・ 建築設備設計基準【国土交通省】
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）【国土交通省】
- ・ 建築物解体工事共通仕様書【国土交通省】
- ・ 通信鉄塔設計要領・同解説【建設電気技術協会、日本建築防災協会】
- ・ 雷害対策設計施工要領（案）・同解説【建設電気技術協会】
- ・ 航路標識構造物設計基準・同解説【海上保安庁】
- ・ 建築設計基準及び同解説【国土交通省】
- ・ 建築構造設計基準及び同解説【国土交通省】

第1章 総則

1-1 適用

1. 共通仕様書は、「令和7年度 新潟信号所設計業務」に適用する。
2. 本業務は、本仕様書によるほか関係法令及び適用基準により実施する。
3. 設計図書は、相互に補完するものとする。

ただし、設計図書に相違がある場合、優先順位は次の①から⑤の順序のとおりとする。

- ① 質問回答書
- ② 現場説明書
- ③ 特記仕様書
- ④ 調査設計図
- ⑤ 共通仕様書

1-2 業務の着手

受注者は、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。

1-3 設計図書の支給および点検

1. 受注者からの要求があった場合で、監督職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。

3. 監督職員は、必要と認めるときは受注者に対し図面または詳細図面等を追加支給するものとする。

1-4 管理技術者

1. 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 管理技術者は、契約図書等に基づき業務の技術上の管理を行うものとする。
3. 管理技術者は、下記のいずれかの資格を有する者とする。
 - ・技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）または建設部門（業務に該当する選択科目））
 - ・シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）
 - ・一級建築士（建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）第2条第2項に規定する）
4. 管理技術者は、日本語に堪能でなければならない。
5. 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。

1-5 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名及びその他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

1-6 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により契約締結後に関係書類を、監督職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

1-7 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後15日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 実施方針
 - (3) 業務工程
 - (4) 業務組織計画
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 成果物の品質を確保するための計画
 - (7) 成果物の内容、部数
 - (8) 使用する主な図書及び基準
 - (9) 連絡体制（緊急時含む）

(10)使用する主な機器

(11)その他

3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 監督職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

1-8 資料の貸与及び返却

1. 監督職員は、市販されていない航路標識に関する技術基準や灯台等の既往工事図面等を必要に応じ受注者に貸与するものとする。
2. 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要が無くなった場合は、直ちに監督職員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、これを他人に閲覧させ、複写させまたは譲渡してはならない。

1-9 関係官庁への手続き等

1. 受注者は、設計業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、設計業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は速やかに行うものとする。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

1-10 成果物の提出

1. 受注者は、設計業務等が完了した時は設計図書に示す成果物を業務報告書とともに3部提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、または監督職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても成果物の部分引き渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果物において使用する計量単位を国際単位系（S I）とする。

1-11 関係法令及び条例の遵守

受注者は、調査業務実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

1-12 検査

1. 受注者は、契約書の規定に基づき業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。

2. 発注者は、設計業務の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会のうえ、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 設計業務成果物の検査

設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

1-13 補修

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は契約書の規定に基づき、検査の結果を受注者に通知するものとする。

1-14 守秘義務

1. 受注者は、契約書の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を『1-7 業務計画書』に示す業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。
また、発注者の許可なく複製・転送等をしないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ、また、そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

1-15 実績登録

受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績

情報システム（以下「テクリス」という）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成する。

受注時は契約締結後15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けること。

例：【低】新潟信号所設計業務

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。

第2章 設計業務一般

2-1 使用する技術基準等

「第2編 共通仕様」による

2-2 計画準備

1. 設計に先立ち、業務の目的及び内容を把握し、当業務に関連する資料の収集、法令上必要のある諸条件調査を行わなければならない。
2. 打合せ及び報告については、監督職員と十分な打合せを行うものとし時期は次のとおり。

(1) 業務着手時	1回（工程説明等）
(2) 概略設計着手時	1回
(3) 概略設計結果報告	1回
(4) 最終報告	1回
(5) その他監督職員又は管理技術者が必要と認めたとき。	
3. 関係機関との協議については、監督職員と十分打合せを行った後に行うものとする。
4. 打合せ・協議後はその内容について、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

2-3 現地踏査

受注者は、業務等の実施にあたり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。

なお、受注者は、現地の状況（地形、立地条件）、設置スペースの確認、他構造物との関連、

騒音、振動等の環境条件、社会的条件、周辺状況を調査し、併せて資機材搬入路、施工ヤード等の施工性の判断及び施工計画の立案に必要な現地状況を把握する。

2-4 敷地測量

受注者は設計及び計画通知等に必要となる敷地測量を行うものとする。

第3編 特記仕様

1. 一般事項

- (1) 詳細設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等に基づき行う。
- (2) 設計と条件は契約後提示する。
- (3) 与えられた条件から経済的な詳細設計を行う。
- (4) 設計は監督職員の承諾を得るものとする。
- (5) 設計業務は適用基準等に基づき行う。
- (6) 積算業務は、監督職員の承諾を受けた詳細設計及び適用基準等に基づき行う。
- (7) 電子成果品の提出の際には「電子成果品作成支援・検査システム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。
- (8) 電算機によって構造計算を行う場合は、建築基準法に基づく指定性能評価機関による性能評価に基づき国土交通大臣の認定を受けたプログラム、または現行の建築基準法及び（社）日本建築学会の規準等に対応したプログラムを用いる。
- (9) 工事費概算書の作成にあたり、使用する単価、数量について監督職員と協議を行うこと。
- (10) 設計図書等に用いる用紙は、受注者の負担とする。
- (11) 提出物及び打ち合わせに使用する紙類は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の判断基準等を遵守する。
- (12) 施工計画に関する留意事項検討書は、次の事項を記述すること。
 - ① 施工計画に関しての計画概要及びその特徴
 - ② 工程計画・仮設計画の考え方
 - ③ 難易度の高い技術等の施工計画
 - ④ 工事に際して近隣及び第三者の影響の検討
- (13) 「第2編 共通仕様」以外で使用する設計基準等は監督職員の承諾を得るものとする。

2. 設計業務の内容及び範囲は以下のとおりである

【一般業務の範囲】

a. 詳細設計業務（設計意図の伝達業務を除く）

建築（総合）詳細設計に関する標準業務

建築（構造）詳細設計に関する標準業務（保有水平耐力の算出を行う）

電気設備詳細設計に関する標準業務

機械設備（昇降機を含まない）詳細設計に関する標準業務

b. 工事費概算

概算書作成（単価根拠資料作成を含む）

【追加業務の内容及び範囲】

a. 内容及び範囲

建築積算業務

- ・ 工事費積算内訳、積算数量算出書（積算数量調書含む）
- ・ 工事費積算内訳はExcelデータとする。
- ・ 工事費積算内訳の根拠となる詳細な見積書を添付する。

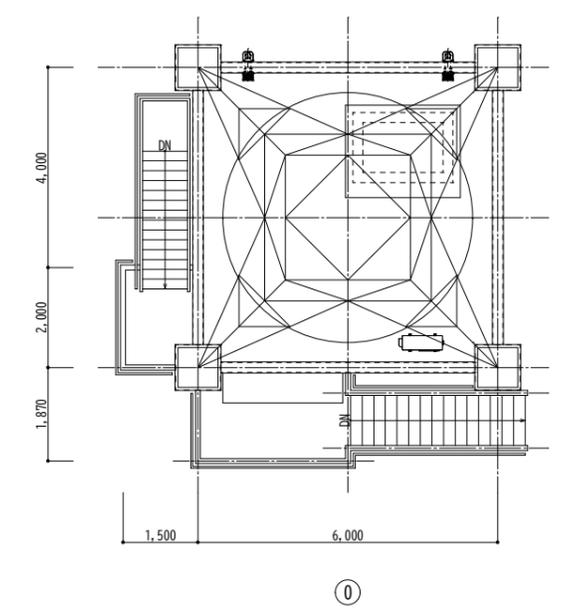
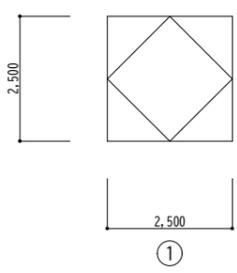
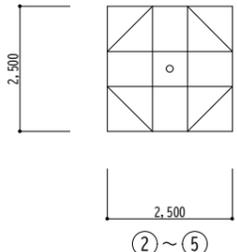
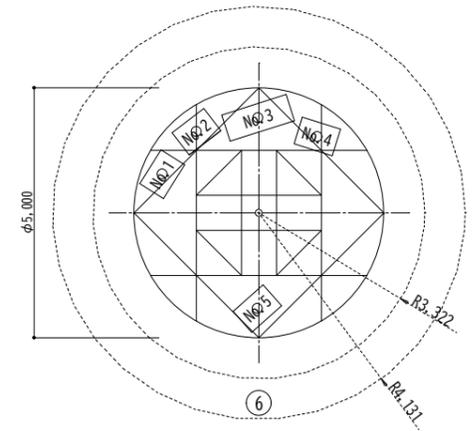
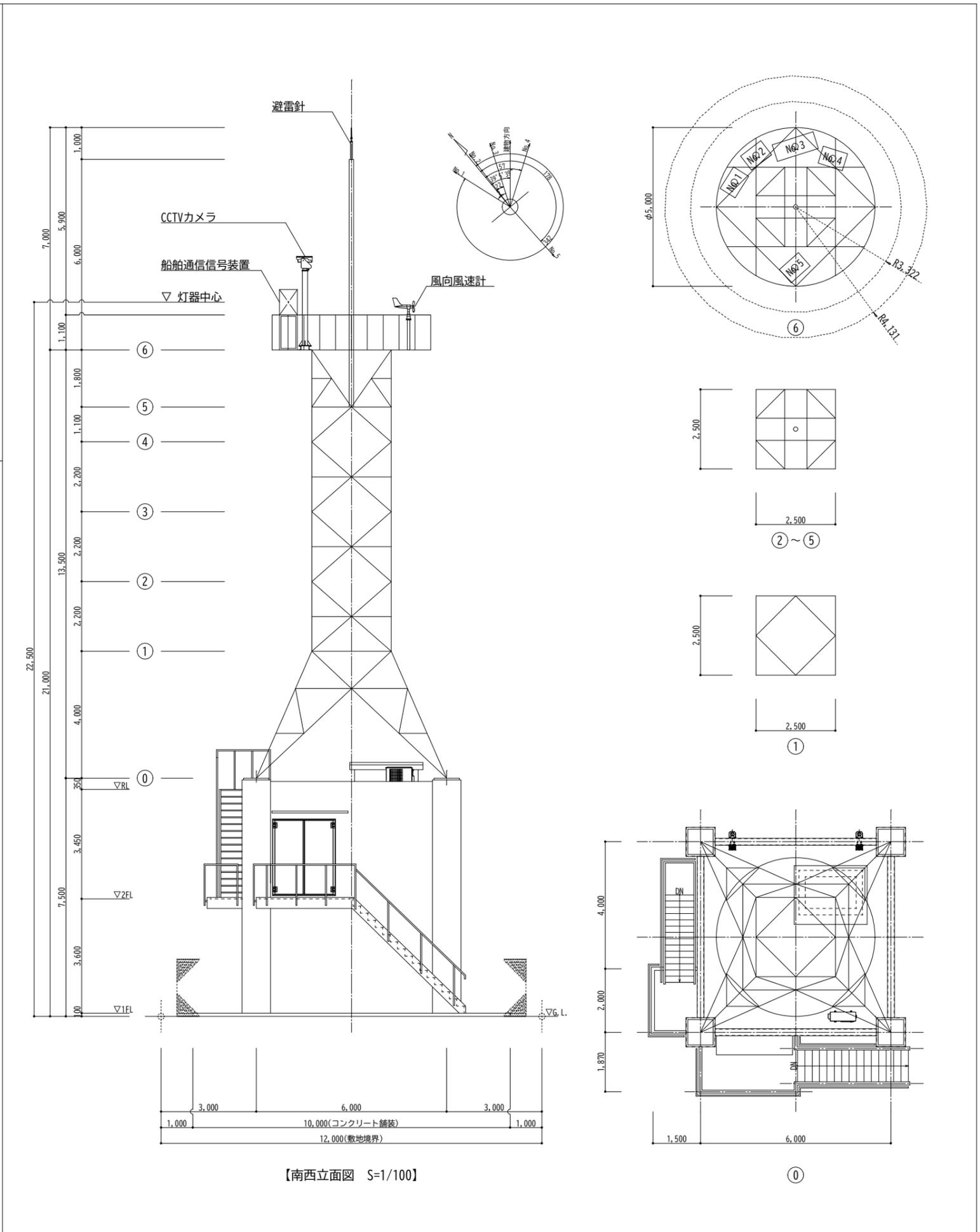
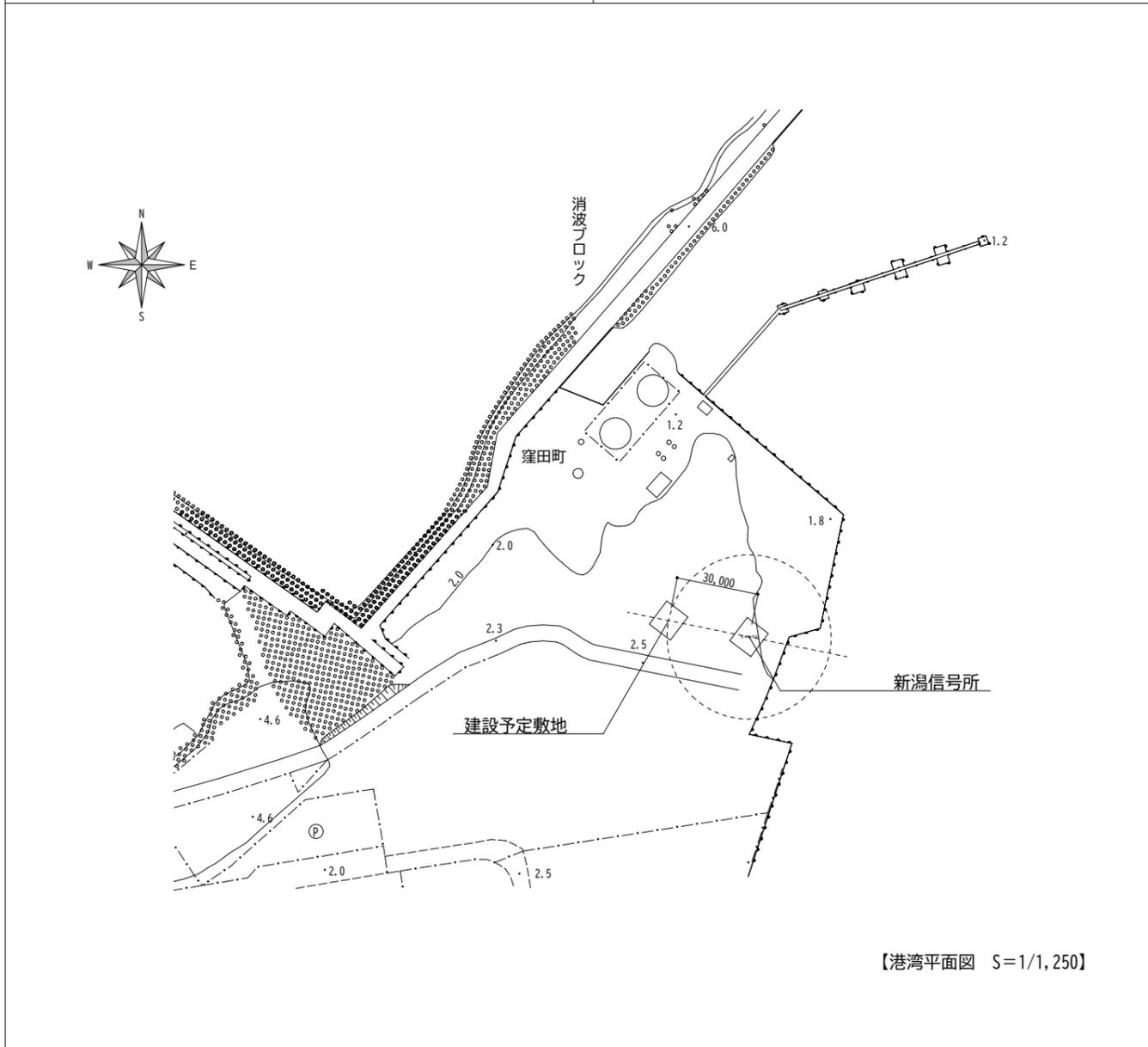
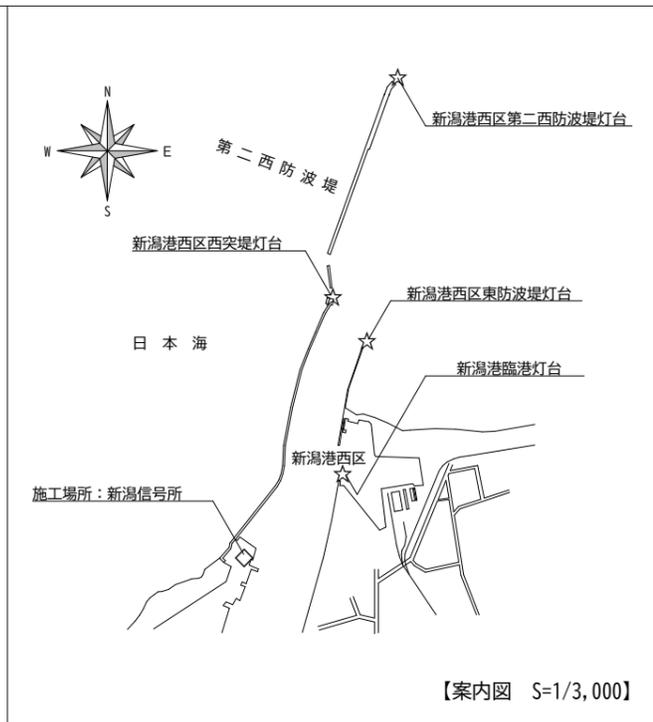
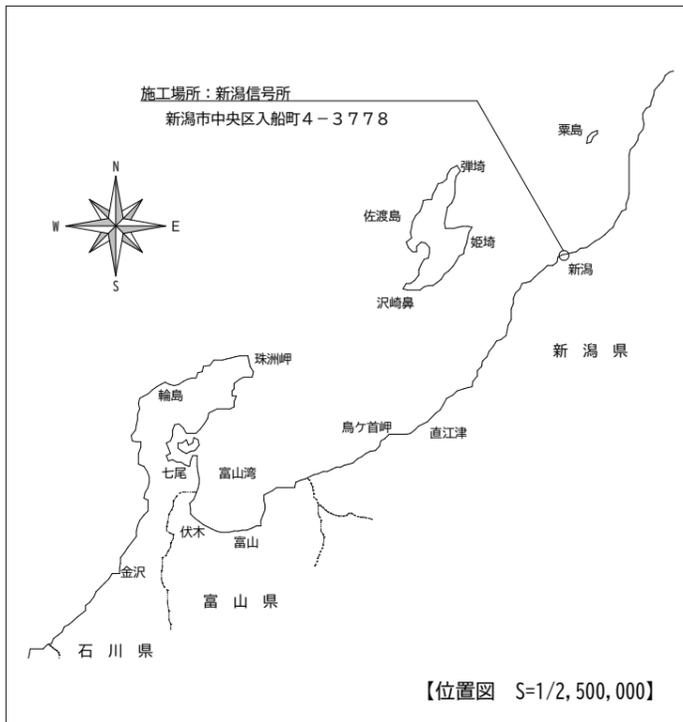
- ・ 工事費積算内訳は、工事原価とする。（以下同じ）
- ・ 詳細については監督職員の指示に従うこと。
- ・ 電気設備積算業務：建築積算業務に同じ
- ・ 機械設備積算業務：建築積算業務に同じ
- ・ 計画通知申請手続き業務
 - 計画通知等に係る申請及び手数料納付
 - 構造計算適合性判定申請及び手数料納付
 - その他行政手続き等に係る手数料
- ・ 建築及び設備設置等に係る関係法令等に関する各種申請書類の作成及びその申請手続き業務の全て（標識看板の作成、設置及び設置報告書の届出を含む）
- ・ 日影図の作成（法令等に基づくものを除く）
- ・ 工事概略工程表の作成
- ・ リサイクル計画書の作成
 - 設計にあたって、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。
- ・ 維持管理費用概算の算出
- ・ 建築物等の利用に関する説明書の作成
- ・ 現地調査報告書の作成

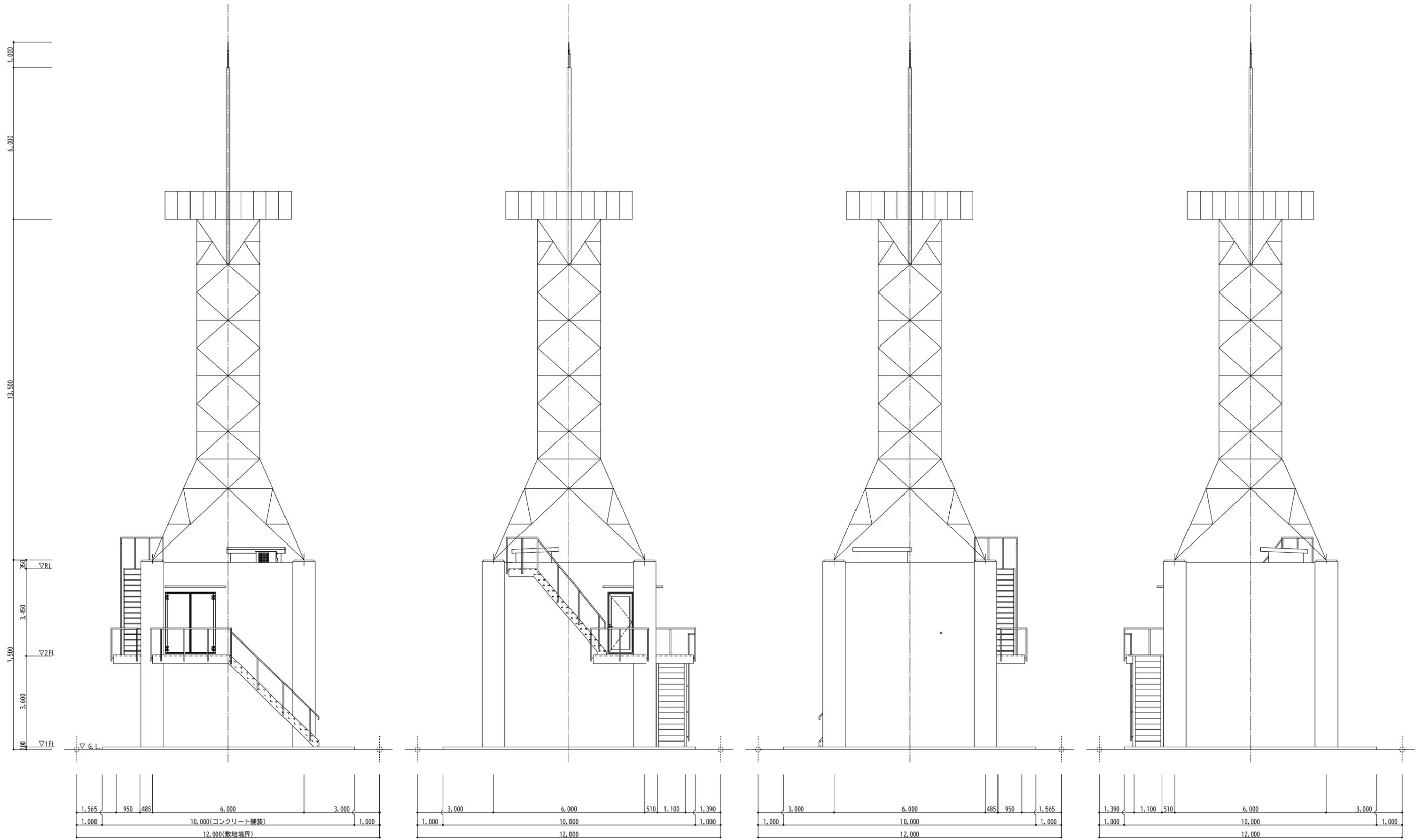
注）上記追加業務の内容において、追加・削除が必要な場合は監督職員と協議すること。

第4編 成果物および提出部数

建築・設備詳細設計の成果物は別表による

	種 別	原 図	複 写	製本・形態	適 用
一般業務	建築（総合）設計図	1部（A1）	2部（A3）	A4のり入れ製本	電子媒体
	建築（構造）設計図	1部（A1）	2部（A3）	A4のり入れ製本	電子媒体
	構造計算書	1部（A4）	2部（A4）	A4ファイル綴じ	電子媒体
	仮設計画図	1部（A1）	2部（A3）	A4のり入れ製本	電子媒体
	電気設備設計図	1部（A1）	2部（A3）	A4のり入れ製本	電子媒体
	機械設備設計図	1部（A1）	2部（A3）	A4のり入れ製本	電子媒体
	電気設備計算書	1部（A4）	2部（A4）	A4ファイル綴じ	
	機械設備計算書	1部（A4）	2部（A4）	A4ファイル綴じ	
	工事費概算書	1部（A4）	2部（A4）	A4ファイル綴じ	
	設計説明書	1部（A4）	2部（A4）	A4ファイル綴じ	
	打ち合わせ書	1部（A4）	2部（A4）	A4ファイル綴じ	
	現地調査報告書	1部（A4）	2部（A4）	A4ファイル綴じ	
追加業務	計画通知関係図書	1部（A3 or A1）	2部（A3 or A1）	A4ファイル綴じ	
	各種申請書	1部（A3 or A1）	2部（A3 or A1）	A4ファイル綴じ	
	リサイクル計画書	1部（A4）	2部（A4）	A4ファイル綴じ	
	工事概略工程表	1部（A4）	2部（A4）	A4ファイル綴じ	
	施工計画に関する 留意事項検討書	1部（A4）	2部（A4）	A4ファイル綴じ	
	建築物等の利用に 関する説明書	1部（A4）	2部（A4）	A4ファイル綴じ	
<p>1) 各成果物はファイリングのうえ提出、電子媒体は1セット提出する。</p> <p>2) 各種申請書類は、詳細設計原図を用いて作成することができる。</p> <p>また、提出の体裁は各行政庁の指示による。</p>					



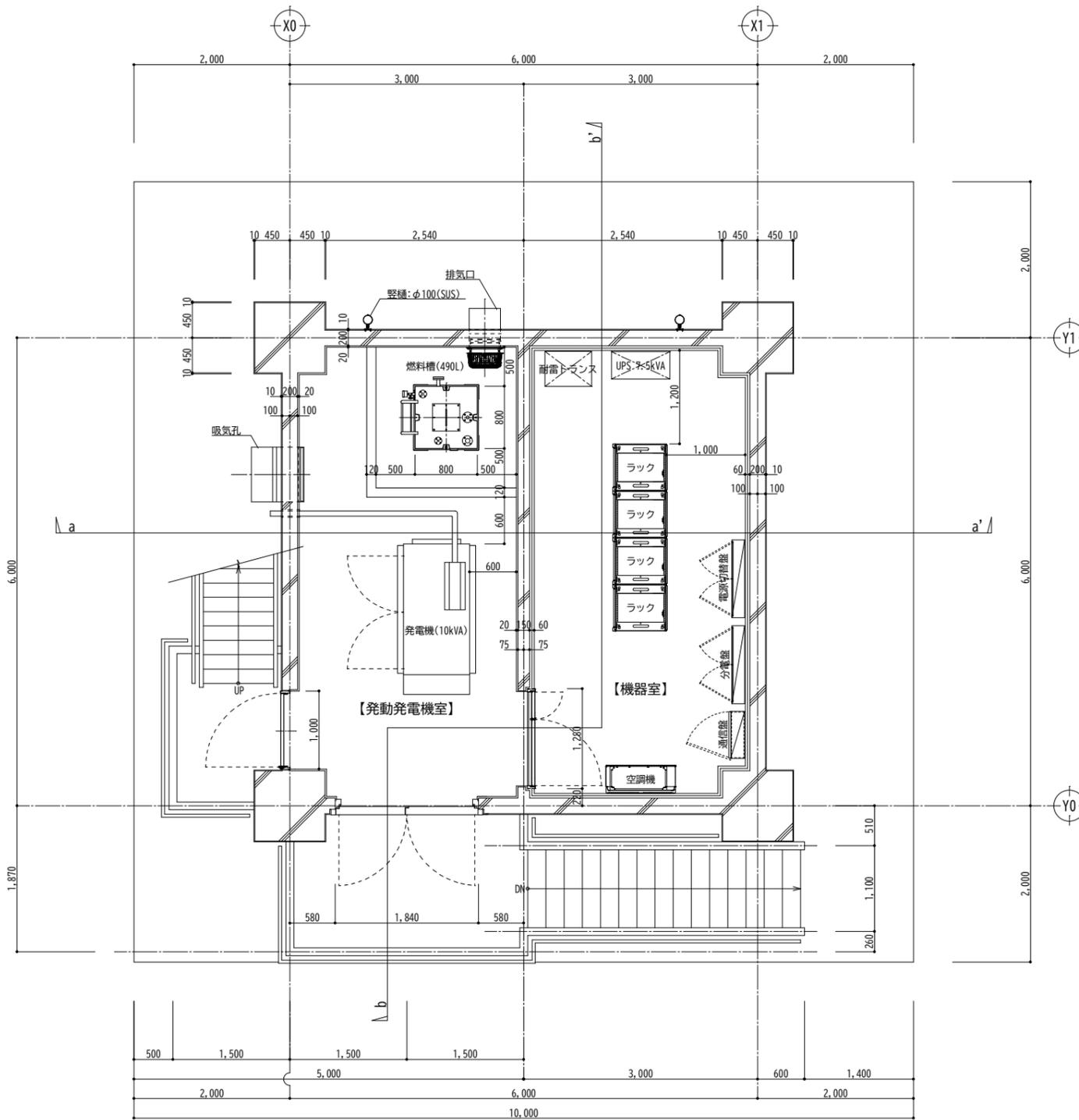


【南西立面図 S=1/100】

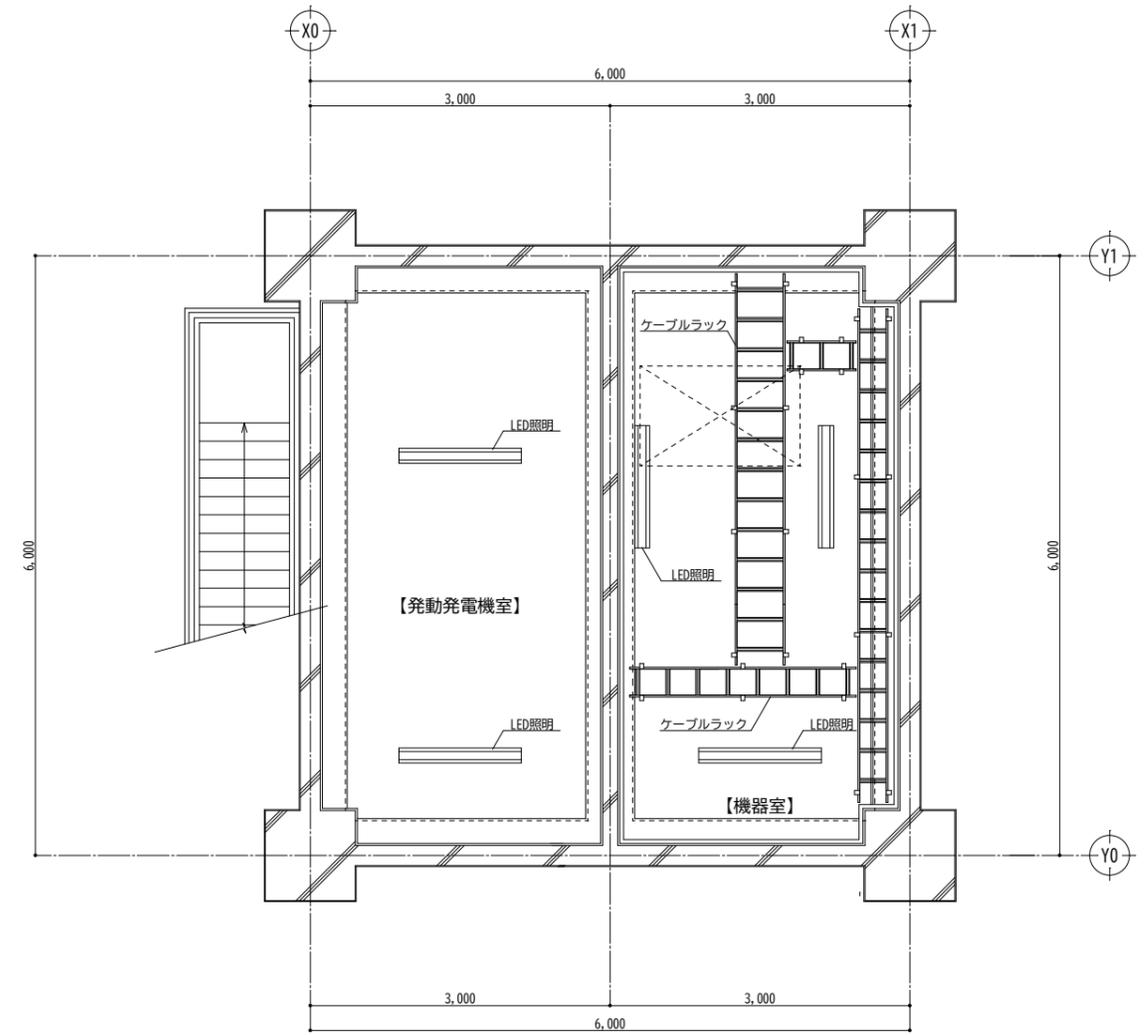
【北西立面図 S=1/100】

【北東立面図 S=1/100】

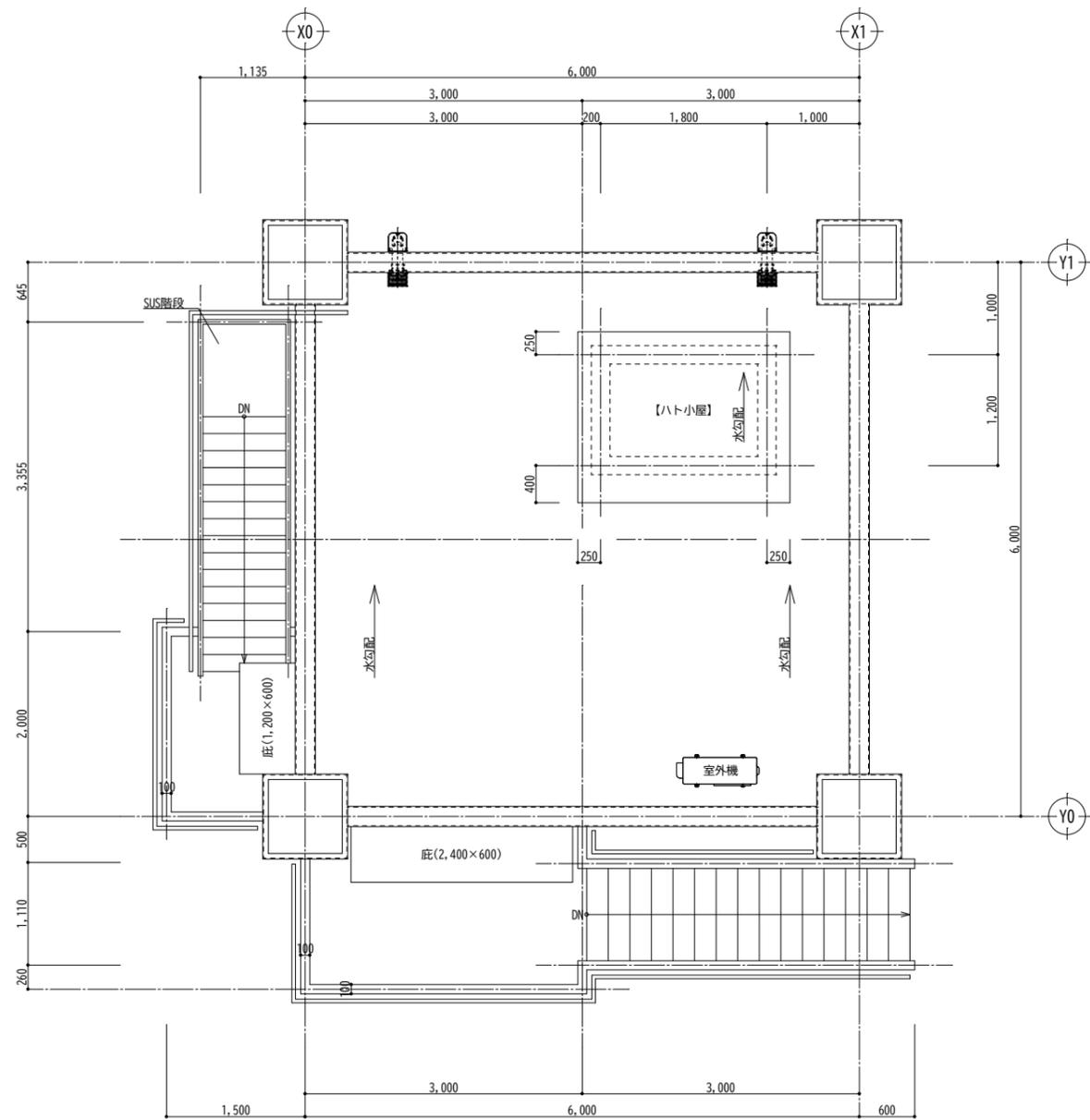
【南東立面図 S=1/100】



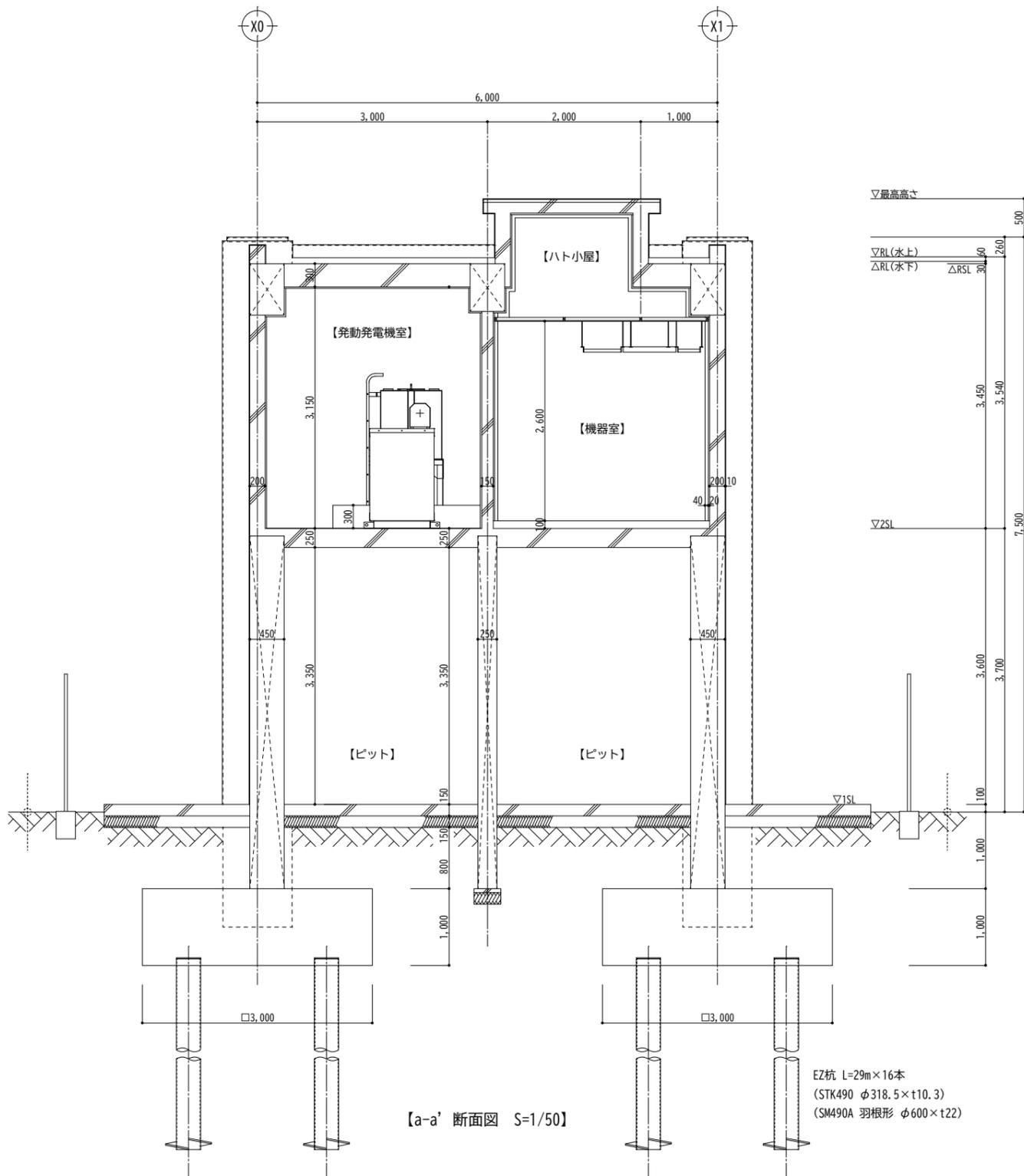
【2F平面図 S=1/50】



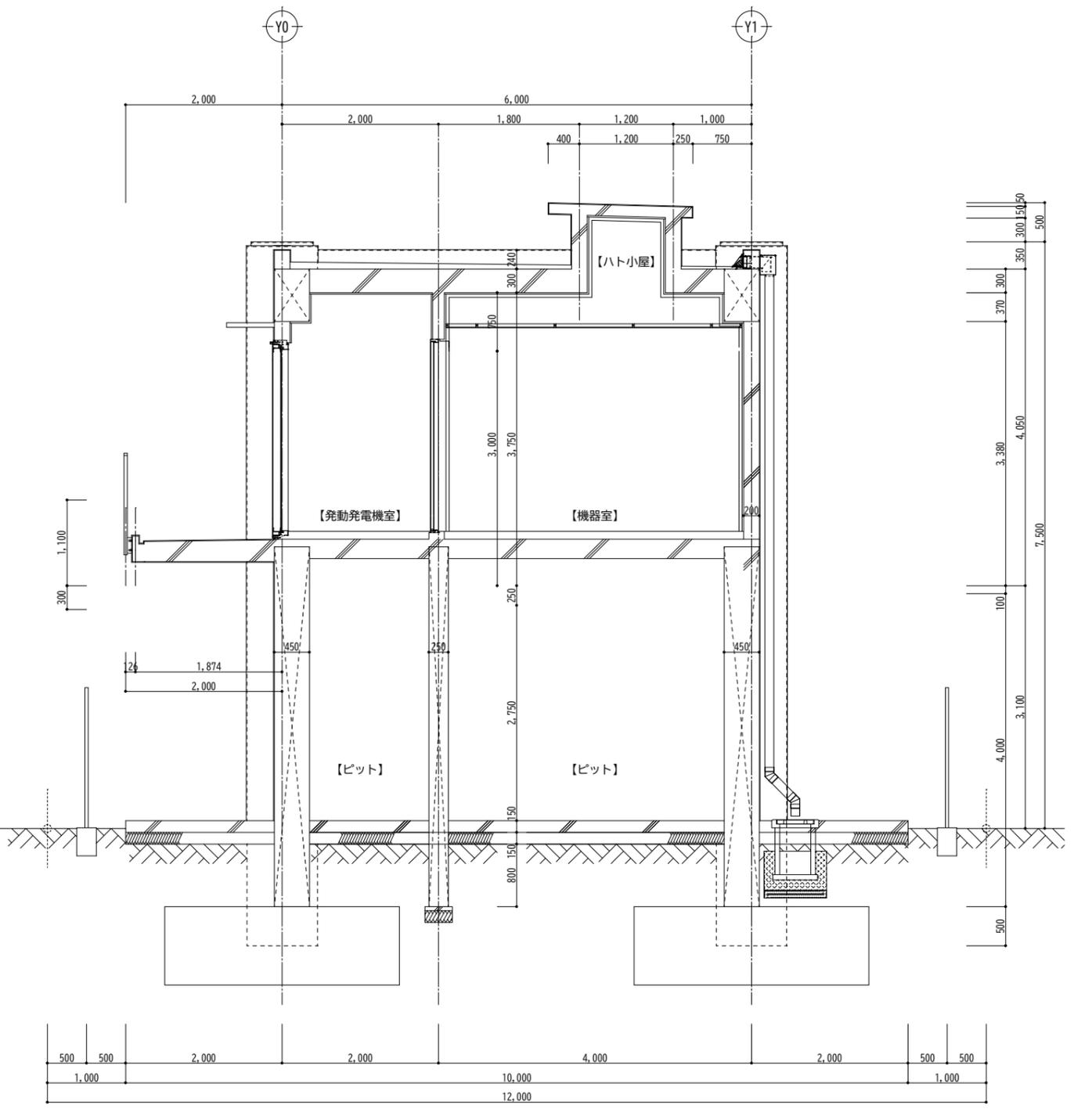
【2F天井伏図 S=1/50】



【屋上平面図 S=1/50】



【a-a' 断面図 S=1/50】



【b-b' 断面図 S=1/50】